

目次構成(案)

●県民の目線に立った分かりやすい記載・構成に再編する。

現行計画の構成	次期青森県がん対策推進計画(構成案)	考え方	(参考)	
			がん対策推進基本計画(国)	がんの医療体制構築に係る指針
<p><b>第1章 青森県がん対策推進計画について</b></p> <p>1 計画策定の趣旨 2 計画策定の位置づけ 3 計画の構成 4 計画の策定年度・期間 5 がん対策進捗状況の把握及び評価</p>	<p><b>第1章 青森県がん対策推進計画について</b></p> <p>1 計画見直しの趣旨と見直しにあたっての基本方針 2 計画の位置づけ 3 計画推進のための役割 4 計画の期間 5 計画策定の体制</p>	<p>現行計画第3章の「1基本方針」は計画作成上の基本方針であるため、見直し後は第1章で「見直しにあたっての基本方針」として記載する。 また、見直し案では、本計画が目指す方向として、第2章に新たに「目指す姿」を記載することとする。</p>	はじめに	
<p><b>第2章 がんを取り巻く現状</b></p> <p>1 人口の現状と将来 2 がんによる死亡、がん罹患の状況 3 がん医療の現状 4 小児がんの医療の状況 5 がん検診の状況 6 がん登録の状況 7 がんの医療費の状況</p>	<p><b>第2章 青森県の目指す方向</b></p> <p>1 目指す姿 2 全体目標 3 施策の体系 4 数値目標 5 重点的に取り組むべき課題 (1)一次予防対策 (2)二次予防対策 (3)がん医療 ①手術療法、放射線療法及び化学療法を単独で行う治療や、これらを組み合わせた集学的治療が実施可能な体制の整備 ②放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成 ③がんと診断された時からの緩和ケアの推進 ④地域連携・支援を通じたがん診療水準の向上 (4)情報提供と相談支援機能の充実 (5)がん登録の充実 6 計画の進行管理及び評価</p>	<p>本計画が目指す姿、全体目標、施策の体系図、重点的に取り組むべき課題、計画の進行管理及び評価について記載する。</p> <p>「重点的に取り組むべき課題」は、国の基本計画を基本とすることを前提としたうえで、本県において特に重点的に取り組むべき課題を明確かつ簡潔に記載する。(取組の詳細等については、その他の課題や施策とともに第3章「分野別施策の方向性と個別目標」のなかで記載する。)</p> <p>現行計画第2章「がんを取り巻く現状」については、見直し案第2章の重点的に取り組むべき課題に盛り込むほか、見直し案第3章「分野別施策の方向性と個別目標」の中で、分野ごとに「現状と課題」「取り組むべき施策の方向性」「個別目標」を記載することで対応する。</p>	<p>第1 基本方針 1 がん患者を含めた国民の視点に立ったがん対策の実施 2 重点的に取り組むべき課題を定めた総合的かつ計画的ながん対策の実施 3 目標達成とその達成時期の考え方</p> <p>第2 重点的に取り組むべき課題 1 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成 2 がんと診断された時からの緩和ケアの推進 3 がん登録の推進 4 【新】働く世代や小児へのがん対策の充実</p> <p>第3 全体目標 1 がんによる死亡者の減少(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少) 2 全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上</p>	
<p><b>第3章 青森県の目指す方向</b></p> <p>1 基本方針 (1)がん患者を含めた県民の視点に立ったがん対策の推進 (2)重点的に取り組むべき課題を定めた総合的かつ計画的ながん対策の実施</p> <p>2 重点的に取り組むべき課題 (1)がんの予防とがんの早期発見 (2)がん医療従事者の確保・育成並びに集学的治療(手術療法、放射線療法、化学療法を組み合わせた治療)が実施可能な体制の整備 (3)治療の初期段階からの緩和ケアの実施 (4)地域連携・支援を通じたがん診療水準の向上 (5)情報提供と相談支援機能の充実 (6)がん登録の充実</p> <p>3 全体目標</p>	<p><b>第3章 分野別施策の方向性と個別目標</b></p> <p>1 一次予防対策 (1)たばこ対策、健康づくりの推進 (2)ウイルスによるがんの予防 2 二次予防対策 (1)がん検診受診率、精密検査受診率の向上 (2)がん検診の精度管理と質の確保 3 がん医療 (1)手術療法、放射線療法及び化学療法を単独で行う治療や、これらを組み合わせた集学的治療が実施可能な体制の整備とチーム医療の推進 (2)放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成 (3)がんと診断された時からの緩和ケアの推進 (4)地域連携・支援を通じたがん診療水準の向上 4 情報提供と相談支援機能の充実 5 がん登録の充実 6 (新)小児がん 7 (新)がんの教育・普及啓発 8 (新)働く世代への支援</p>	<p>現行計画第4章の「具体的な取組」を「分野別施策の方向性と個別目標」に変え、国の基本計画を基本とすることを前提としたうえで、特に本県の課題となる事項に関して、分野別に「現状と課題」「取り組むべき施策の方向性」「個別目標」を記載する。</p>	<p>第4 分野別施策と個別目標 1 がん医療 ①放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とチーム医療の推進 ②がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成 ③がんと診断された時からの緩和ケアの推進 ④地域の医療・介護サービス提供体制の構築 ⑤【新】医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組 ⑥その他(希少がん・病理診断・リハビリテーション)</p> <p>2 がんに関する相談支援と情報提供 3 がん登録 4 がんの予防 5 がんの早期発見 6 がん研究 7 【新】小児がん 8 【新】がんの教育・普及啓発 9 【新】がん患者の就労を含めた社会的な問題</p>	<p>第1 がんの現状 1 がんの疫学 2 がんの予防、がんの早期発見 (1)がんの予防 (2)がんの早期発見 3 がんの医療 (1)診断 (2)がん治療 (3)緩和ケア (4)リハビリテーション、定期的なフォローアップ、在宅療養</p> <p>第2 医療機関とその連携 1 目指すべき方向 (1)手術療法、放射線療法及び化学療法等を単独で行う治療や、これらを組み合わせた集学的治療が実施可能な体制 (2)がんと診断された時から緩和ケアを実施する体制 (3)地域連携・支援を通じたがん診療水準の向上</p> <p>2 各医療機能と連携 (1)がんを予防する機能【予防】 (2)がん診療機能【治療】 (3)在宅療養支援機能【療養支援】</p>
<p><b>第4章 具体的な取組</b></p> <p>1 がんの予防と早期発見 (1)がんの予防 (2)がんの早期発見 2 がん医療従事者の確保・育成並びに集学的治療(手術療法、放射線療法、化学療法を組み合わせた治療)が実施可能な体制の整備 3 治療の初期段階からの緩和ケアの実施 4 地域連携・支援を通じたがん診療水準の向上 (1)がん診療連携拠点病院の整備とネットワークづくり (2)在宅医療の推進 5 情報提供と相談機能の充実 (1)がん医療に関する相談支援機能の充実 (2)がん患者会の活動の充実等 6 がん登録の充実 7 その他</p>	<p><b>第5章 計画推進のための役割</b></p> <p>1 県民に期待される役割 2 医療機関等に期待される役割 (1)医療機関 (2)医療技術者養成機関 (3)医師会等 (4)検診機関 (5)事業者、健康保険組合等 3 行政の役割 (1)県の役割 (2)市町村の役割</p>	<p>現行計画第5章の「計画推進のための役割」は各主体の役割を強調するため第1章に移動する。</p> <p>詳細なデータ、資料等は巻末にまとめて掲載する。</p>		
	<p><b>資料等</b></p> <p>・本県のがんに関するデータ、資料等 ・現状把握のための指標一覧 ・がん対策基本法 等</p>			